

## 令和5年第7回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和5年12月8日（第1日目）  
場 所 白石町役場議場  
開 会 午前9時30分

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	吉岡正博	9番	大串武次
2番	岸川信義	10番	吉岡英允
3番	友田香将雄	11番	草場祥則
4番	重富邦夫	12番	井崎好信
5番	中村秀子	13番	内野さよ子
6番	定松弘介	14番	西山清則
7番	前田弘次郎	15番	溝上良夫
8番	溝口誠	16番	片渕栄二郎

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

応招議員に同じ

4. 欠席議員は次のとおりである。

不応招議員に同じ

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	百武和義
教育長	北村喜久次	総務課長	中村政文
企画財政課長	坂本博樹	総合戦略課長	山口裕一
税務課長	大串恭隆	住民課長	谷川友子
保健福祉課長	木須英喜	長寿社会課長	山下英治
生活環境課長	土井一	農業振興課長	吉村浩
商工観光課長	谷崎孝則	農村整備課長	吉村大樹
建設課長	笠原政浩	会計管理者	久原美穂
学校教育課長	出雲誠	新しい学校づくり専門監	永石敏
生涯学習課長	矢川靖章	農業委員会事務局長	久原正好

6. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 中原賢一

課長補佐 川崎常弘  
議事係書記 草場雅子

7. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。  
6番 定松弘介                      7番 前田弘次郎

8. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 議案上程（提案理由の説明）  
日程第4 議案第101号 教育委員会委員の任命について  
日程第5 報告第11号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）  
日程第6 報告第12号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）

---

### 9時30分 開会

#### ○片渕栄二郎議長

ただいまから令和5年第7回白石町議会12月定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

次に、諸般の報告を行います。

各報告書、資料等は事務局において閲覧に供しますので、御確認をお願いします。

また、監査委員からの例月出納検査の報告書も配付していますので、確認をお願いします。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、地方自治法第121条の規定による議会の出席要求に対する執行機関側の説明員は名簿のとおりです。

#### 日程第1

#### ○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名をします。

白石町議会会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、定松弘介議員、前田弘次郎議員の両名を指名します。

#### 日程第2

#### ○片渕栄二郎議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、11月28日の議会運営委員会において今期定例会に上程される議案の件数及び一般質問の通告等について審査の結果、既に配付しています会期日程（案）のとおり本日12月8日から15日までの8日間にしたいと存じます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本日12月8日から12月15日までの8日間とすることに決定しました。

### 日程第3

#### ○片渕栄二郎議長

日程第3、町長から議案が提出されています。これは、皆様に配付している一覧表のとおりです。条例5件、指定管理者1件、財産の取得1件、人事1件、補正予算3件、以上11件の議案を一括して議題とします。

ただいま上程しました議案について提案理由の説明を求めます。

#### ○田島健一町長

皆さんおはようございます。

本日、令和5年第7回白石町議会定例会の開会に当たりまして、提案いたしました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、条例案件が5件ございます。

議案第94号「白石町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第95号「白石町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例及び白石町長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例について」、以上の2件につきましては、本年の佐賀県人事委員会勧告等により、白石町職員及び特別職の給与等について改正をお願いするものでございます。

議案第96号「白石町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について」は、町の機関等への行政手続等において、インターネットを利用したオンラインでの手続における基本事項を定めるために関係条例の整備を行うものでございます。

議案第97号「白石町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例について」は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、本町条例の改正を行うものでございます。

議案第98号「白石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、地方税法の一部改正に伴い、本町条例の改正を行うものでございます。

次に、条例外案件が2件ございます。

議案第99号「白石町道の駅しろいしの指定管理者の指定について」は、道の駅しろいしの管理について、現在の指定管理者である地域振興団体道の駅しろいしカンパニーを引き続き指定管理者に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第100号「財産の取得について」は、町営住ノ江住宅に係る用地を取得するこ

とについて、白石町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により議会の議決を求めるものでございます。

次に、人事案件でございます。

議案第101号「教育委員会委員の任命について」は、令和6年2月16日で任期満了を迎える松尾博之委員を引き続き教育委員会委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

最後に、予算案件が3件ございます。

議案第102号「令和5年度白石町一般会計補正予算（第6号）」、議案第103号「令和5年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」、議案第104号「令和5年度白石町下水道事業会計補正予算（第2号）」、以上につきましては各会計予算について所要の補正を求めるものでございますが、議案第102号「令和5年度白石町一般会計補正予算（第6号）」につきましては、既決の歳入歳出予算総額に2億6,658万9,000円を追加し、補正後の予算総額を177億5,938万4,000円とする増額補正予算をお願いするものでございます。

提案いたしました議案につきましては、以上のとおりでございます。

提案議案の詳細及び報告案件につきましては、担当課長から説明をさせます。それぞれ十分に御審議賜りますようお願いいたします。

## ○片渕栄二郎議長

担当課長の議案内容説明については、文書によりこれに代えます。なお、この文書は、議案の内容が分かるよう、会議録に記載することといたします。

### （担当課長の議案説明）

## ○中村政文総務課長

議案第94号「白石町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

提案理由にありますとおり、令和5年8月の人事院勧告及び同年10月の佐賀県人事委員会勧告に鑑み、白石町職員についての給与改定等を行うため、当該条例の改正を行うものでございます。

改正の概要といたしましては、第1条は給料表について、人材確保の観点を踏まえ、給料表の水準を引き上げるものでございます。

次に、期末・勤勉手当について、職員は年額0.1月分、定年前再任用短時間勤務職員については、年額0.05月分引き上げるものとなっております。

第2条は、令和6年度以降において、6月期及び12月期の期末・勤勉手当が均等になるように配分し、期末手当の支給月数を6月期及び12月期ともに1.225月分、定年前再任用短時間勤務職員については、0.6875月分とし、勤勉手当の支給月数を6月、12月ともに1.025月分、定年前再任用短時間勤務職員については、0.4875月分とするものでございます。

施行期日等につきましては、第1条は公布の日から施行し、令和5年4月1日から

適用いたします。また第2条は、令和6年4月1日から施行することといたしております。

議案書9ページ目の新旧対照表【第1条関係】1/7ページをお開きください。

これは、期末・勤勉手当の支給率について改正するものでございますが、第19条第2項におきまして、職員の期末手当の支給率を6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の120から100分125へ0.05月分引き上げるものでございます。

第3項は、定年前再任用短時間勤務職員に対する期末手当について規定しておりますが、支給率を6月に支給する場合には100分の67.5、12月に支給する場合には100分の67.5を100分の70へ0.025月分引き上げるものでございます。

次に2/7ページをお開きください。

第22号第2項第1号におきまして、職員の勤勉手当の支給率を6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の100から100分105へ0.05月分引き上げるものでございます。

第2号は、定年前再任用短時間勤務職員に対する勤勉手当について規定しておりますが、支給率を6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の47.5を100分の50へ0.025月分引き上げるものでございます。

別表第1の行政職給与表については、主に初任給を始め若年層に重点を置き給料月額を引き上げるものでございます。

次に議案書16ページ目の新旧対照表【第2条関係】1/2ページをお開きください。

これは令和6年度以降において、6月期及び12月期の期末・勤勉手当が均等になるように配分するものでございまして、第19条第2項におきまして、職員の期末手当の支給率を100分の122.5とするものでございます。

第3項は、定年前再任用短時間勤務職員に対する期末手当について規定しておりますが、支給率を100分の68.75とするものでございます。

次に2/2ページをお開きください。

第22号第2項第1号におきまして、職員の勤勉手当の支給率を100分の102.5とするものでございます。

第2号は、定年前再任用短時間勤務職員に対する勤勉手当について規定しておりますが、支給率を100分の48.75とするものでございます。

以上で、御説明を終わります。

御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

議案第95号「白石町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例及び白石町長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

提案理由にありますとおり、「白石町職員の給与に関する条例」の改正に伴いまして、当該条例を改正するものでございまして、議会議員及び町長等に対する期末手当の支給割合を年額0.1月分引き上げるものでございます。

ただ今申し上げました改正内容を、今回、第1条が議会議員の本年12月期の期末手当について、第2条が同じく議会議員の令和6年度以降における期末手当について改正をするものでございます。

また、第3条は、町長等の本年12月期の期末手当について、第4条が同じく町長等の令和6年度以降における期末手当について改正をするものでございます。

議案書4ページ目の新旧対照表【第1条関係】1/1ページをお開きください。

これは、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用することとしまして、議会議員に対する期末手当の支給率について改正するものでございますが、第6条第1項におきまして、支給率を6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175へ0.1月分引き上げるものでございます。

次に、議案書5ページ目の新旧対照表【第2条関係】1/1ページをお開きください。

これは、令和6年4月1日から施行することとしまして、令和6年度以降の議会議員に対する期末手当の支給率を改正するものでございます。

令和6年度以降は、6月期及び12月期の期末手当の支給率を100分の170へ改正するものでございます。

次に、議案書6ページ目の新旧対照表【第3条関係】1/1ページをお開きください。

これは、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用することとしまして、白石町長等に対する期末手当の支給率について改正するものでございますが、第6条第1項におきまして、支給率を6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175へ0.1月分引き上げるものでございます。

次に、議案書7ページ目の新旧対照表【第4条関係】1/1ページをお開きください。

これは、令和6年4月1日から施行することとしまして、令和6年度以降の白石町長等に対する期末手当の支給率を改正するものでございます。

令和6年度以降は、6月期及び12月期の支給率を100分の170へ改正するものでございます。

以上で、御説明を終わります。

御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

議案第96号「白石町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について」御説明いたします。

この条例は、町の機関等への行政手続等において、インターネットを利用したオンラインでの手続きについて、基本事項を定めるために制定するものです。

条例の内容について要点を説明いたします。

条例（案）の1ページをお開きください。

第1条の「目的」でございますが、町の条例等に基づいて行う申請等については、各手続の根拠条例等において所定の様式で行うことと規定されていますが、書面に加えてオンラインで行うことも可能とするためには、町の業務全般にわたる通則的な例規を整備する必要があります。システム環境の構築と合わせて本条例を制定することで、町の業務全般においてオンラインによる申請も可能となり、町民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化を図ることができます。

次に第2条の「定義」でございますが、各用語の定義を行っております。この条例

の対象機関は、町の執行機関、町の議会、公営企業、指定管理者として規定しております。

次に第3条の「電子情報処理組織による申請等」でございますが、申請者からのオンラインによる申請を可能とすることと、その際の本人確認、手数料の納付等について規定しております。

次に第4条の「電子情報処理組織による処分通知等」でございますが、町の機関等からのオンラインによる処分通知等を可能とすることを規定しております。

次に第9条の「情報通信技術を活用した行政手続の公表」でございますが、オンライン申請できる手続等については、インターネットにより公表することを規定しております。

なお、第10条におきまして、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるとし、令和6年1月4日から施行することとしております。

以上で、説明を終わります。

御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○山口裕一総合戦略課長

議案第97号「白石町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

令和5年12月13日に施行される、「空き家対策の推進に関する特別措置法」の一部改正により、国の責務と地方公共団体の責務が明文化されたため、本町の「白石町空家等の適正管理に関する条例」を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、提案するものであります。

以上で、議案第97号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくよろしくお願いいたします。

#### ○谷川友子住民課長

議案第98号「白石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

地方税法の一部改正により、出産する被保険者に係る産前産後期間の所得割及び均等割の免除措置が新設されることに伴い、本町の国民健康保険税の減額の規定等を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、提案するものであります。

今回の条例改正の施行期日でございますが、令和6年1月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第98号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくよろしくお願いいたします。

#### ○谷崎孝則商工観光課長

議案第99号「白石町道の駅しろいしの指定管理者の指定について」を御説明いたします。

本議案は、提案理由にも記載しておりますとおり、公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決が必要となっております。

道の駅しろいしの指定管理者については、平成31年4月1日から令和6年3月31日までの5年間において、地域振興団体道の駅しろいしカンパニーへ管理運営をお願いしているところであります。

道の駅しろいしは、令和元年6月の開業以来4年が経過いたしました。この間、道路利用者への良好な休憩の場及び道路情報、観光等の地域情報の提供といった営利を目的としない業務はもちろん、町内生産者が出荷された地元農林水産物や、加工品の販売をはじめ、レストラン運営等の営利事業についても、スイートコーン祭りをはじめとした各種イベントの開催など集客の向上に努めてもらっており、テレビ等のマスコミの取材も多く、開業以来、本町の知名度アップや地産地消の推進、さらには出荷者の所得向上にも寄与しているところであります。

また、販売金額、来場客数（レジ通過者数）ともに順調に推移いたしており、今後につきましても、継続的、安定的な管理運営が期待でき、白石町の発展と地域振興に寄与できるものと判断し、公募によらず、引き続き、地域振興団体道の駅しろいしカンパニーへ指定管理をお願いすることが適当と判断し、今回御提案をしているところであります。

なお、指定の期間につきましては、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間といたしております。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### ○笠原政浩建設課長

議案第100号「財産の取得について」御説明いたします。

町営住宅（住ノ江住宅）の老朽化に伴う建替整備の用地として、土地の取得を行うもので、今回、議会の議決を求めるものでございます。

住ノ江住宅につきましては、昭和55年度から昭和61年度にかけ4名の地権者より借地し、整備された住宅で、簡易耐火構造2階建、耐用年数は45年の建物です。建設後すでに42年を経過していることもあり、借地している用地を取得し、現地に建替える整備計画を策定することとしています。

場所につきましては、白石町大字福富下分字松右エ門搦2966番9ほか、別紙として次のページに記載しているとおりでございます。面積は総面積で9,095.06平方メートル。取得価格は総額で5,811万7,431円。契約の相手方の住所氏名は、議案書及び別紙に記載している通りでございます。

今回の財産の取得につきましては、白石町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により議会の議決を求めるものでございます。

以上説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### ○坂本博樹企画財政課長



議案第102号「令和5年度白石町一般会計補正予算（第6号）」について御説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

既決の歳入歳出予算総額に2億6,658万9,000円を追加し、補正後の予算総額を177億5,938万4,000円とするものです。

次に、5ページをお願いします。

第2表繰越明許費ですが、河川総務費では深浦地区の排水ポンプ設置工事について、新設小学校施設整備費では地形測量業務委託について、センター給食運営費では学校給食用食器等購入について、それぞれ年度内の支出が終らない見込みであるため、令和6年度へ予算の繰越をお願いするものです。

6ページをお願いします。

第3表債務負担行為補正ですが、白石町財務会計システム更新委託については期間を令和5年度から令和6年度まで、限度額を3,000万円とし、白石町社会体育館等LED照明リース業務については期間を令和5年度から令和16年度まで、限度額を1,700万円とし、新白石町学校給食センター調理業務等委託については期間を令和5年度から令和9年度まで、限度額を4億円とし、それぞれ事業の早期着手を図りたいので追加設定しております。

7ページをお願いします。

第4表地方債補正ですが、過疎対策事業については、子どもの医療事業扶助費の増額に伴い借入限度額を増額し、合併特例事業については、通学路整備事業工事費の増額に伴い借入限度額を増額し、また河川整備事業については、排水ポンプ設置工事費の増額に伴い借入限度額を増額し、それぞれ限度額の変更を行っております。

次に歳入歳出について御説明いたします。

なお、白石町12月補正予算説明資料（主要事項内容説明書）に掲載しております事業については、説明を省略いたします。

まず、歳入の主なものについて、御説明いたします。

13ページをお願いします。

17款県支出金、2項、8目教育費県補助金で、教員業務支援員配置事業補助金380万円を計上しております。教員業務支援員の配置事業について佐賀県より交付決定を受けたので、小中学校の学校教育支援員報酬に充当しております。

14ページをお願いします。

22款諸収入、5項、5目雑入の住民課雑入では、令和4年度療養給付費（定率）負担金の精算に伴い、後期高齢者医療市町負担金精算金1,403万8,000円を計上しております。

また、長寿社会課雑入では、令和4年度決算に伴う介護保険市町負担金精算金1,766万7,000円を計上しております。

次に、歳出の主なものについて、御説明いたします。

16ページをお願いします。

議会費を始め各款において、給料、職員手当等の人件費を補正しておりますが、これは条例改正に伴う議会議員及び特別職等の期末手当、並びに職員の期末・勤勉手当

及び職員給の引き上げ等による増額補正を計上しております。

19ページをお願いします。

3 款民生費、1 項、1 目社会福祉総務費の繰出金で、産前産後保険税繰出金48万円を計上しております。国民健康保険の被保険者のうち、出産される方の産前産後の一定期間について国民健康保険税を減額し、その額を国民健康保険特別会計へ繰出すものであります。なお、財源として、国庫負担金2分の1、県負担金4分の1を充当しております。

22ページをお願いします。

同じ民生費、1 項、3 目老人福祉費の負担金、補助及び交付金で、介護職員等就職支援補助金218万9,000円については、就職支援の該当者が増える見込みであるため増額補正を計上しております。なお、財源は、介護保険事務所からの保健福祉事業委託金を充当しております。

また、介護施設等整備事業費補助金1,212万5,000円については、佐賀県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱が一部改正され、補助単価の見直しによる増額補正を計上しております。なお、財源は、全額県補助金を充当しております。

25ページをお願いします。

4 款衛生費、1 項、1 目保健衛生総務費の扶助費で、今後の子どもの医療費の増加を見込み、子どもの医療事業扶助費1,375万5,000円の増額補正を計上しております。なお、財源は、県補助金及び過疎対策事業債を充当しております。

同じ衛生費、1 項、2 目予防費では、新型コロナウイルスワクチン秋開始接種の開始により審査支払手数料及び接種委託料が不足するため、手数料208万1,000円、新型コロナウイルスワクチン接種委託料（医療機関等）1,990万9,000円の増額補正を計上しております。なお、財源は、全額を国庫負担金及び国庫補助金を充当しております。

また、過年度新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金返還金3,260万9,000円、及び26ページの過年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金返還金2,199万5,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種事業にかかる令和4年度分の国庫負担金等の返還金を計上しております。

29ページをお願いします。

6 款農林水産業費、1 項、3 目農業振興費では、トマトの施設整備を行う農業者の転入に伴い本町の負担金が発生するため、産地生産基盤パワーアップ事業負担金389万8,000円を計上しております。

30ページをお願いします。

同じ農林水産業費、1 項、6 目畜産業費では、町内の和牛繁殖組合が導入する機械整備に対し補助するため、自給飼料生産・利用拡大対策事業費補助金167万2,000円を計上しております。なお、財源は、県補助金を充当しております。

この他の歳出につきましては、事前にお配りしております「12月補正予算細事業一覧表」及び「白石町12月補正予算説明資料（主要事項内容説明書）」で御確認をお願いいたします。

また、40ページ以降の給与費明細書、45ページの地方債の現在高の見込みに関する調書につきましては、説明を省略しますので、御確認をお願いいたします。

以上で説明を終わります。  
御審議のほど、よろしく願います。

## ○谷川友子住民課長

それでは、住民課所管の議案について御説明いたします。

議案第103号「令和5年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」の内容について御説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

今回の補正は、既決予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億9,632万8,000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ42億698万1,000円とするものでございます。

内容につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明いたします。

まず、歳入でございますが、7ページをお願いします。

5款県支出金でございますが、県から交付される保険給付費等交付金1億9,551万4,000円の増額補正でございます。

これは、国保特別会計歳出の一般被保険者療養給付費、一般被保険者高額療養費、審査支払手数料が増額見込みであるため、その同額が交付される普通交付金が1億9,364万円、9月補正で計上していた産前産後期間の国民健康保険税の免除措置に伴うシステム改修の追加費用分として交付される特別調整交付金が187万4,000円の増額補正でございます。

次に7款繰入金でございますが、一般会計繰入金81万4,000円の増額補正でございます。

これは、令和4年度の子どもの医療費助成事業に係る普通調整交付金の減額金額が確定したことに伴う子どもの医療費繰入金33万4,000円、令和6年1月から出産被保険者の産前産後期間相当分の保険税を免除する措置が創設されたことにより、今回初めて繰り入れる項目となる産前産後保険税繰入金48万円の増額補正でございます。

次に、歳出について御説明いたします。補正予算書の8ページをお願いします。

1款総務費でございますが、これは自治体システムの標準化に向けて、国保の資格・賦課業務について国民健康保険中央会が開発した「市町村事務処理標準システム」を導入する費用となります。令和6年度末の導入を予定しており、令和5年度作業分となる市町村事務処理標準システム導入の委託料222万2,000円と現在の総合行政システムから市町村事務処理標準システムへのデータ移行等委託料となる1,544万4,000円の増額補正でございます。

次に、2款1項の療養諸費でございますが、これは歳入で御説明いたしました5款県支出金、普通交付金の支出項目になります。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響による病院への受診控えから保険給付費が減少しましたが、翌年度以降は毎年度上昇を続け、現在も高い水準を保ったまま推移しています。今年度においても当初見込額を上回る保険給付が見込まれるため、医療機関を利用した場合の保険者負担分にあたる一般被保険者療養給付費を1億5,334万5,000円、佐賀県国保連合会に委託している診療報酬の審査に係る審査支払手数料を3万7,000円増額補正するものでございます。

続きまして、9ページをお願いします。

同じく2項の高額療養費でございますが、これも歳入で御説明いたしました5款県支出金、普通交付金の支出項目になります。1項の療養諸費と同様の理由により、一般被保険者高額療養費4,025万8,000円を増額補正するものです。

同じく5項葬祭諸費でございますが、これは国保被保険者の葬祭費に係る一部(3万円)を喪主へ交付するもので、死亡者数が当初見込みを上回り、支給する葬祭費が不足することから51万円を増額補正するものです。

次に10ページをお願いします。

3款国民健康保険事業費納付金でございますが、歳入の7款繰入金で御説明いたしました子どもの医療費繰入金33万4,000円、産前産後保険税繰入金48万円を一般会計から繰り入れることに伴う一般財源からその他財源への財源更正でございます。

次に8款諸支出金でございますが、これは一般会計で支出される産前産後期間の国民健康保険税免除に伴うシステム改修費を特別会計から一般会計に繰り出すものでございます。9月補正で計上した費用に追加費用が生じたため187万4,000円を増額補正するものでございます。

最後に11ページをお願いします。

9款予備費でございますが、国保特別会計の歳入見込額から歳出見込額を差し引いた1,736万2,000円を予備費から減額し、国保特別会計の収支均衡を図るものでございます。

以上で議案第103号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

## ○土井 一生活環境課長

議案第104号「令和5年度白石町下水道事業会計補正予算(第2号)」について説明いたします。

補正予算書1ページをお願いします。

第2条主要な建設改良事業の主な補正内容について説明いたします。

特定環境保全公共下水道施設整備事業については、給与改定及び人事異動に伴う建設改良費に係る人件費733万円の減額です。

収益的収入及び支出については、15ページからの補正予算実施計画明細書で説明します。

補正予算書の15ページをお願いします。

収益的収入及び支出です。

収益的収入について、2項営業外収益、5目他会計負担金240万4,000円の減額については、給与改定及び人事異動に伴う人件費の減額、減価償却費の確定による減額です。

9目消費税及び地方消費税還付金4,000円の減額については、資本的収支の補正に伴う減額です。

これによりまして、15ページ上段の1款下水道事業収益の既決予定額6億4,056万1,000円から今回の補正額240万8,000円を減額しまして、6億3,815万3,000円とする

ものです。

16ページをお願いします。

収益的支出について1項営業費用、5目総係費235万円の増額については、給与改定及び人事異動に伴う人件費の増額です。7目減価償却費738万円の減額については、固定資産評価の確定により減額するものです。

これによりまして、16ページ上段の2款下水道事業費用の既決予定額6億5,241万3,000円から今回の補正額503万円を減額しまして、6億4,738万3,000円とするものです。

17ページをお願いします。

資本的収入及び支出です。

4項他会計負担金、1目他会計負担金の733万円の減額については、給与改定及び人事異動に伴う建設改良費に係る人件費の減額によるものです。

これによりまして、上段の3款資本的収入の既決予定額3億6,761万2,000円から今回の補正額733万円を減額しまして、3億6,028万2,000円とするものです。

18ページをお願いします。

資本的支出について、1項建設改良費、1目建設改良費については、給与改定及び人事異動に伴う人件費を733万円減額し、これによりまして、上段の4款資本的支出の既決予定額5億7,660万6,000円から今回の補正額733万円を減額しまして、5億6,927万6,000円とするものです。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### 日程第4

##### ○片渕栄二郎議長

日程第4、議案第101号「教育委員会委員の任命について」を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第101号「教育委員会委員の任命について」を採決します。

本案は、教育委員会委員として松尾博之氏の任命について議会の同意を求めるものです。この採決は、議員申合せにより無記名投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は議長を除いて15名です。

立会人を指名します。

お諮りします。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に重富邦夫議員、中村秀子議員の2名

を指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、立会人に重富邦夫議員、中村秀子議員の2名を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載をお願いします。なお、白票は反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票用紙点検〕

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議席1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

重富邦夫議員、中村秀子議員は開票の立会をお願いします。

〔開票〕

立会人は議席にお戻りください。

投票の結果を報告します。

投票総数15票、うち有効投票15票。無効投票ゼロ票。

有効投票中、賛成15票。反対ゼロ票。

以上のおり賛成全員です。よって、議案第101号は同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

## 日程第5、6

### ○片渕栄二郎議長

日程第5、報告第11号「専決処分の報告について」、日程第6、報告第12号「専決処分の報告について」、これらの担当課長の内容説明は、文書によりこれに代えます。なお、この文書は、内容が分かるよう、会議録に記載することといたします。

(報告第11、12の内容説明)

### ○笠原政浩建設課長

報告第11号「専決処分の報告について(和解及び損害賠償額の決定について)」御説明いたします。

これは、町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第2号の規定に基づき、和

解及び損害賠償額の決定について、専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

2枚目の専決処分書を御覧ください。

町が管理する町道で発生した道路施設の瑕疵による交通事故に係る和解及び損害賠償額の決定につきまして、町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第2号の規定に基づき、専決処分を行っております。

専決日は、令和5年9月24日でございます。

1の「相手方」につきましては、記載のとおりでございます。

2の「和解の内容及び損害賠償額」でございますが、町が相手方の車両に対して賠償することとし、損害賠償額8万1,114円を支払うものでございます。

「事故の概要」でございますが、令和5年6月4日午前9時30分頃、白石町が管理する町道湯崎下蓑具線で路面の劣化により陥没穴が発生し、その町道を相手方が車両運転中に陥没穴に気づかず通行され、車両右側の前、後輪のタイヤ及びホイールを破損させたものでございます。

なお、損害賠償額につきましては、全国町村会総合賠償補償保険で補填をしております。

以上で、御説明を終わります。

報告第12号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）」御説明いたします。

これは、町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第2号の規定に基づき、和解及び損害賠償額の決定について、専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

2枚目の専決処分書を御覧ください。

町が管理する町道で発生した道路施設の瑕疵による交通事故に係る和解及び損害賠償額の決定につきまして町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第2号の規定に基づき、専決処分を行っております。

専決日は、令和5年10月26日でございます。

1の「相手方」につきましては、記載のとおりでございます。

2の「和解の内容及び損害賠償額」でございますが、町が相手方の車両に対して賠償することとし、損害賠償額3万6,432円を支払うものでございます。

「事故の概要」でございますが、令和5年7月10日午後4時頃、白石町が管理する町道湯崎下蓑具線で路面の劣化により陥没穴が発生し、その町道を相手方が車両運転中に陥没穴に気づかず通行され、車両右側の前、後輪のタイヤを破損させたものでございます。

なお、損害賠償額につきましては、全国町村会総合賠償保険で補填をしております。  
以上で、御説明を終わります。

## ○片渕栄二郎議長

以上で本日の議事日程は終了しました。

本日はこれにて散会します。

9時50分 散会

---



上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年12月8日

白石町議会議長 片 淵 栄二郎

署 名 議 員 定 松 弘 介

署 名 議 員 前 田 弘次郎

事 務 局 長 中 原 賢 一